

公共事業の再評価について3事業を「事業継続」と決定しました

令和3年12月27日に開催された「第49回群馬県公共事業再評価委員会」の答申結果等を踏まえ、以下の3事業について、県の対応方針を「事業継続」と決定しました。

今後とも公共事業の効率性及び実施過程の透明性の向上に努めて参ります。

【対応方針一覧(全て県事業)】

議案	区分	事業名	路河川名	事業場所	完成予定年度	委員会答申結果	県対応方針
第1号議案	河川	社会資本整備総合交付金事業(河川改修)	一級河川 大川	太田市	R17	事業継続	事業継続
第2号議案	河川	社会資本整備総合交付金事業(河川改修)	一級河川 聖川	太田市	R12	事業継続	事業継続
第3号議案	砂防	社会資本整備総合交付金事業(火山砂防)	片品川支川 夏保沢	沼田市	R6	事業継続	事業継続

【公共事業再評価制度とは?】

群馬県では、公共事業の効率性及び実施過程の透明性と一層の向上を図るため、平成10年度から公共事業再評価を実施しています。

公共事業再評価制度は、群馬県が実施している公共事業の中から、事業採択後長期間が経過している事業等を検証し、「継続」するか「中止」すべきかを、第三者からなる「群馬県公共事業再評価委員会」で審議を行い、その結果を尊重し、県の対応方針を決定するものです。